

令和6年分の「公的年金等の源泉徴収票」について

- 令和6年中に当基金から年金をお支払いした方の「公的年金等の源泉徴収票」は、令和7年1月15日に発送いたしました。源泉徴収票がお手元に届くまで郵便事情を考慮し、10日程度お待ちください。

令和6年分の公的年金等の源泉徴収票
令和7年1月15日（水）発送

- 確定申告の要否や手続き等について

確定申告の要否や手続き等は最寄りの税務署へご相談ください。

税についての相談窓口（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm>

税務署の所在地などを知りたい方（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm#yubin>

確定申告をされる場合、当基金の年金額（公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額）は「**公的年金等**」欄に**国の年金額と合算のうえ**記載ください。

収入金額等	給与区分		ア	公的年金等	
	給	与		イ	ロ
雑	業務	区分	ウ		
	その他		エ		
	配当		オ		
一時			カ		

収入金額等		課税標準額	
給与	イ	公的年金等	イ
雑	ウ	公的年金等	ロ
その他	エ	公的年金等	ハ
配当	オ	公的年金等	ニ
一時	カ	公的年金等	ヒ

- 源泉徴収票の再発行について

源泉徴収票の再発行を希望される場合は以下へご連絡ください。

出版企業年金基金・給付課 03-5259-9111（代表）

* 受付時間は平日の9時～17時（土日祝日・年末年始除く）です。

(公的年金等の源泉徴収票の見本)

〒123-4567
東京都千代田区神田東西町 123-9
出版 花子 殿
(182345)

出版企業年金基金
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町 1 丁目 3 2 番
TEL 03-5259-9111

年金支払通知書

一年間大切に保管してください。

令和 年中の年金の支払予定を次のとおり、ご案内いたします。(単位:円)

加入者番号	182345	氏名	出版 花子	支払額	所得税額	差引支給額
令和 年 2月 1日 R	年12月分から	年 1月分まで		500	38	462
令和 年 4月 1日 R	年 2月分から	年 3月分まで		500	38	462
令和 年 6月 1日 R	年 4月分から	年 5月分まで		500	38	462
令和 年 8月 1日 R	年 6月分から	年 7月分まで		500	38	462
令和 年10月 1日 R	年 8月分から	年 9月分まで		500	38	462
令和 年12月 1日 R	年10月分から	年11月分まで		500	38	462

送金先	銀行名: 神田 支店名: 神保町
支払者	出版企業年金基金

年金の送金は、上記の支払予定日に、上記の金融機関にお振込みいたします。ただし、送金の都度には、通知をいたしませんのでご了承ください。また、上記支払額に変更があったときは、その都度ご通知いたします。なお、源泉徴収税額を徴収する際、復興特別所得税(源泉徴収税額の2.1%相当額)を併せて徴収しています。

切り取り線

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	東京都千代田区神田東西町 123-9			11999
支払を受ける者 (フリガナ)	シヨウノ 花子	生年月日	明治 大正 平成	
氏名	出版 花子		30 年 3 月 19 日	
区分	支払金額	源泉徴収税額		
所得税法第20条の第1号・第4号適用分				
所得税法第20条の第2号・第3号適用分				
所得税法第20条の第4号・第5号適用分				
所得税法第20条の第6号適用分	3,000			228
本人 交付用	控除対象扶養親族の人数			障害者の数
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	障害 一般 老人 特定 老人 その他	特別 その他
			人 人 人 人 人 人	人 人
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族		
(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 氏名	1 (フリガナ) 氏名		
(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 氏名	2 (フリガナ) 氏名		
法人番号	5 7 0 0 1 5 0 1 0 4 1 9 4			
所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目32番地 出版クラブビル7階			
名称	出版企業年金基金 TEL 03-5259-9111			

◎前年 11 月末時点の届出内容等をもとに作成しています。

当年のお支払予定がない方は「年金支払通知書」の表示はありません。

前年のお支払がなかった方は「公的年金等の源泉徴収票」の表示はありません。

◎年金は支払予定年月日欄の日付に、送金先欄の金融機関へお振込みします。

送金の都度をご通知をいたしません。支給額の変更時にはご通知いたします。

◎年金支給額の 7.6575%相当の所得税(復興特別所得税含む)を源泉徴収しています。

確定給付企業年金は所得税法上、「扶養親族等申告書」の提出ができないため、「公的年金等の源泉徴収票」に扶養親族等の表示はありません。扶養控除等の所得控除を受ける場合は確定申告を行ってください。確定申告の要否や手続き等については税務署へお問い合わせください。

◎住所や受取口座に変更がある場合は、変更届を提出してください。

当基金ホームページから「出版企業年金基金 年金受給者 住所・受取口座・氏名 変更届」を印刷し、必要事項を記入の上、郵送または基金窓口で届出てください。印刷環境がない場合は当基金より変更届をお送りしますので 出版企業年金基金・給付課 03-5259-9111(代表)へご連絡ください。